

補助

**合併浄化槽維持管理費補助金制度
9月末日で受付終了となります**

⑤ まちづくり課 環境下水道係 ☎ 77・3924

合併浄化槽の適正な維持管理をしている方に、維持管理費の一部を助成しています。

浄化槽の効果的な利用には、浄化槽法で定められた保守点検、清掃、法定検査を実施することが必要です。町では適正な維持管理をしている方に、維持管理費の一部を助成しています。

補助金額

毎年1回 1万円(上限)

対象となる方

芝山町に住所を有する方で、住宅に設置した10人槽以下の合併浄化槽を適正に維持管理している方

対象とならない方

- ・ 浄化槽の設置届を提出せずに合併浄化槽を設置した方
- ・ 建築確認を受けずに合併浄化槽を設置した方
- ・ 法定検査を受けていない方
- ・ 法定検査の結果が不適正と判定された方
- ・ 千葉県浄化槽取扱指導要綱を遵守していない方
- ・ 営利を目的とした住宅に合併浄化槽を設置した方

・ 町税を滞納している方

申請に必要な物

- ① 申請書(まちづくり課環境下水道係の窓口、または町ホームページで取得できます)
- ② 維持管理に関する契約を証明する書類の写し
- ③ 令和3年4月1日〜令和4年3月31日までに法定検査を受検し、適正であったことを証明する書類の写しと領収書の写し
- ④ 令和3年4月1日〜令和4年3月31日までに保守点検を実施した記録証の写しと領収書の写し
- ⑤ 申請者名義の預金通帳または口座番号が分かるもの
- ⑥ 印鑑

※右記②③④の必要書類を一部でも紛失してしまった方は、書類の再発行をしてください。

提出場所

まちづくり課環境下水道係

受付期限

9月30日(金)

入札

入札結果

⑤ 総務課 契約管財係 ☎ 77-3907

開札年月日	入札手法	工事(業務委託・物品)の名称	工事(業務委託・物品納入)の箇所	落札価格(円)(消費税除く)	請負額(円)	契約の相手方
令和4年7月5日	制限付一般競争入札	芝山町空家等実態調査業務委託	芝山町全域	2,786,000	3,064,600	(株)パスコ
令和4年7月27日	指名競争入札	総合運動場受変電設備更新工事	芝山町小池1557番地 芝山町総合運動場	16,400,000	18,040,000	(株)小菅電気
		芝山町立芝山中学校校舎長寿命化に向けた大規模改造に関する基本調査・基本設計業務委託	芝山町立芝山中学校(芝山町高田239番地1)	5,500,000	6,050,000	(株)千町村建築研究所
		町道01-008号線 舗装修繕工事	芝山町小池地内	4,700,000	5,170,000	南建設(株)



ふるさと納税 事業者向けセミナーの開催について

☎ 企画空港政策課 企画調整係 ☎ 77・3926

町内で生産や加工などを行っている事業者を対象に、ふるさと納税セミナーを開催します。

午前の部では寄附がさらに増えるような掲載方法やキャッチコピーなどを説明します。

午後の部ではふるさと納税とは何かという基礎知識をはじめ、寄附後から出荷までの流れなどを説明します。

すでにふるさと納税ポータルサイトに返礼品の提供をいただいている事業者だけでなく、新たに返礼品の提供を考えている事業者やご興味のある事業者もぜひご参加ください。

■開催日 9月27日(火)

■時間

〈午前の部〉10時30分～正午

〈午後の部〉1時30分～3時

■会場 役場南庁舎1階研修室

■対象者

〈午前の部〉すでにふるさと納税ポータルサイトに掲載をしている事業者向け

〈午後の部〉新たにふるさと納税ポータルサイトの掲載を考えている事業者向け

■参加費 無料

■その他

・1事業者につき、2人まで参加できます。

・当日参加も可能ですが、予約していただくとスムーズに案内ができます。

・予約される場合は、9月20日(火)までに企画空港政策課企画調整係へご連絡ください。また、QRコードからのご予約も受け付けています。

■事業者のメリット

ふるさと納税ポータルサイトに無料で掲載ができ、寄附のあったお礼品を梱包していただくだけで、宅配業者が事業者まで受け取りに行きます。また、返礼品代(梱包代含む)および送料については町が負担します。



▲予約用QRコード



適正な管理をお願いします 樹木はあなたの財産です

☎ まちづくり課 道路建設係 ☎ 77・3910

道路上に張り出している樹木の枝などについては、所有者による適正な管理をお願いします。

車道や歩道の一部において、隣接する土地から樹木の枝などが張り出し、車両や歩行者の通行の妨げとなっている箇所が見受けられます。

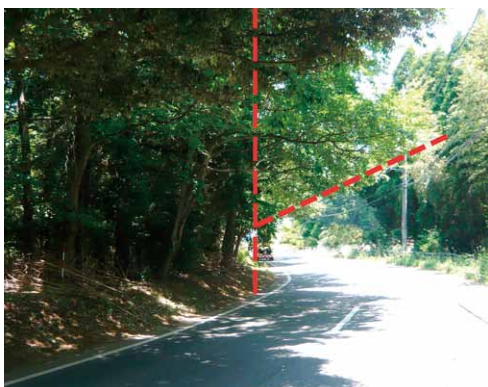
道路上に伸びた樹木は、通行の妨げとなるほか、道路標識やカーブミラーが見えにくくなったり、街路灯の光が遮られ路上が暗くなるなど大変危険です。

また、これらが原因で通行中の車両が損傷したり、歩行者がけがをするなどの事故が発生した場合、民法の規定により樹木の所有者が賠償責任を問われる場合があります。

次のような樹木の状態が見られる土地の所有者の方は、伐採や枝払いなど、適正な管理をお願いします。

■伐採や枝払いが必要な状態

・ 樹木やその枝が道路に張り出している
・ 枯れ木や枯れ枝の倒木による通行への障害(またはその恐れ)



▲管理が必要な状態のイメージ

れ)がある

- ・ 竹木の繁茂による通行への障害(またはその恐れ)がある

■作業時の注意事項

- ・ 電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う場合があるため、事前に東京電力またはNNTに連絡し、立ち合いのもとで実施してください。
- ・ 作業の際は、通行する車両や歩行者の安全確保と樹木からの転落防止などに十分注意してください。